指導基準(令和5年4月1日適用)

利用者サービス編

<法令等名称について>

「基準条例」=平成25年3月256日台東区条例第4号「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

「解釈通知」=平成18年3月31日老計発第0331004号・老老発第0331017号「指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」によるものとする。

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
1 基本方針			
(1) 指定地域密着型 介護老人福祉施設 の場合	指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものであり、常にその運営の向上に努めなければならない。	1 入所者が、自立した日常生活 を営むことができるよう援助し ているか。	
	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格 を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならな い。	2 入所者の意思及び人格を尊重 した適切なサービスの提供に努 めているか。	
	指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	3 入所者に、明るく家庭的な雰囲気(生活環境)を提供するように努めているか。	
地域密着型介護老	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰に向けて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。	1 入居者の入居前と入居後の生活とが、連続したものとなるよう配慮されているか。	
		2 入居者が、相互に社会的関係 を築き、自律的な日常生活を営 むことを支援しているか。	
	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	3 入居者が、地域や及び家庭と の結び付きを重視した生活がで きるよう支援しているか。	

	項目	基本的考え方	観点	関係法令等
2		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害がある ために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け ることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護を提供するものとする。		基準条例第155条 解釈通知第3の七の4の(1) 特養基準第59条準用(第13条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の1) 基準条例第190条(第155条) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(1))
		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、入所(居)申込者の数が入所(居) 定員から入所者(居)の数を差し引いた数を超えている場合 は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと 認められる入所(居)申込者を優先的に入所(居)させるよう 努めなければならない。	1 入所(居)を待っている申込 者がいる場合には、入所(居) して指定地域密着型介護福祉施 設入所者と認められる者を優先 的に入所(居)させるよう優先 的に入所(居)の取扱いにつか。なお、の取扱いにつが、の では、透明性及び公平性があい。 られることに留意しているか。	特養基準第63条準用(第13条) 特養解釈通知第7の4準用(第4の1)
		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、入所(居)申込者の入所(居)に際 しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等 により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービ ス等の利用状況等の把握に努めなければならない。	2 入所(居)に際しては心身の 状況、生活歴、病歴、指定居宅 サービス等の利用状況その他必 要な事項の把握に努めている か。	
		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所(居)者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で定期的に検討しなければならない。	3 入所(居)者の居宅における 生活の可能性について、関係職 員の間で定期的に協議している か。	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所(居)者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所(居)後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所(居)のために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所(居)後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに区市町村と十分連携を図る等、必要な援助を行わなければならない。	4 円滑な退所(居)のために、 介護支援専門員及び生活相談員 が中心となって、退所(居)後 の主治の医師及び居宅介護支援 事業者等並びに区市町村と十分 連携を図っているか。	
		5 安易に施設側の理由により退 所を促すことのないよう留意し ているか。	
	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、居宅サービス計画の作成等の援助に 資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努 めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と の密接な連携に努めなければならない。	6 退所(居)に際し、居宅介護 支援事業者に対する情報提供及 び保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接 な連携に努めているか。	
	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、入所(居)に際しては入所の年月日 並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所(居)に 際しては退所(居)の年月日を、当該者の被保険者証に記載し なければならない。	7 入退所(居)に際して必要な 情報を被保険者証に記載してい るか。	基準条例第156条 解釈通知第3の七の4の(2) 基準条例第190条準用(第156条) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(2))
3 指定地域密着型 介護福祉施設入所 者生活介護の取扱 方針			
(1) 指定地域密着型 介護老人福祉施設 の場合	指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じ処遇を適切に行わなければならない。		基準条例第158条 特養基準第59条準用(第15条)

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。	1 施設サービスは、地域密着型 施設サービス計画に基づき、画 一的なものとならないよう配慮 して行っているか。	
	指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		解釈通知第3の七の4の(4)の① 特養解釈通知第6の6準用(第4の3)
	指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	3 施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	
地域密着型介護老	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。		基準条例第183条 特養基準第63条準用(第36条)
	入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。		解釈通知第3の七の5の(4)の① 特養解釈通知第7の4準用(第5の5の (1))
	なお、こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。	2 一人一人の入居者について、 個性、心身の状況、生活歴等を 具体的に把握した上で、日常生 活上の活動を適切に援助してい るか。	
	入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相 互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持っ て生活を営めるように配慮して行われなければならない。	3 入居者がそれぞれ役割を持って生活を営めるよう配慮しているか。	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。		解釈通知第3の七の5の(4)の② 特養解釈通知第7の4準用(第5の5の (2))
	指定地域密着型介護老人福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	5 入居者のプライバシーの確保 に配慮しているか。	
	指定地域密着型介護福祉施設サービスは、入居者の自立した 生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減 又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常 に把握しながら、適切に行われなければならない。	6 入居者の心身の状況等を常に 把握しながら、サービスが適切 に行われているか。	
	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指 定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっ て、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法その他必 要な事項について、説明しなければならない。	7 入居者又は家族に対し、サービスの提供方法その他の必要な事項について説明しているか。	
	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	8 施設サービスの質の評価を行 い、常にその改善を図っている か。	
	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。		基準条例第159条第1項解釈通知第3の七の4の(5)の①特養基準第59条準用(第14条)特養解釈通知第6の6準用(第4の2)基準条例第190条準用(第159条第1項)解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の七の4の(5)の①)特養基準第63条準用(第14条)特養解釈通知第7の4準用(第4の2)
(1) 課題の把握	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所(居)者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を地域密着型施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、入所(居)者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、入所(居)者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握(アセスメント)しなければならない。		基準条例第159条第2項、第3項及び第4項解釈通知第3の七の4の(5)の②、③及び④ 基準条例第190条準用(第159条第2項、第3項及び第4項)解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の七の4の(5)の②、③及び④)

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	計画担当介護支援専門員は、課題の把握に当たっては、当該 入所者(居)及びその家族に面接を行わなければならない。こ の場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入 所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければな らない。	2 課題の把握に当たっては、当 該入所(居)者及びその家族に 面接を行い、十分に説明し、理 解を得ているか。	
(2) 原案の作成	計画担当介護支援専門員は、入所(居)者の希望及び入所者 についてのアセスメントの結果に基づき、入所(居)者の家族 の希望を勘案して、当該入所者(居)及びその家族の生活に対 する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、 指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護に係る目標及びそ の達成時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した地域密 着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。	希望を勘案しているか。	基準条例第159条第5項及び第6項解釈通知第3の七の4の(5)の⑤及び⑥基準条例第190条準用(第159条第5項及び第6項)解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の七の4の(5)の⑤及び⑥)
		3 サービスに係る目標及びその 達成時期等の記載がされている か。	
	計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担 当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画 の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見 を求める。	4 地域密着型施設サービス計画 の原案について、他の担当者の 専門的な見地からの意見を求め ているか。	
(3) 同意及び交付	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の 原案の内容について入所(居)者又はその家族に対して説明 し、文書により当該入所(居)者の同意を得なければならな い。	の原案の内容について入所 (居)者に説明し、文書により 同意を得ているか。	基準条例第159条第7項及び第8項 解釈通知第3の七の4の(5)の⑦及び⑧ 基準条例第190条準用(第159条第7項及び 第8項) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(5)の⑦及び⑧)
	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を 作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所 (居)者に交付しなければならない。	2 地域密着型施設サービス計画 を入所(居)者に交付している か。	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
(4) 見直し	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の 作成後、地域密着型施設サービス計画についての実施状況の把 握を行い、必要に応じ変更を行わなければならない。	作成後の実施状況を把握し、必	基準条例第159条第9項、第10項及び第11 項 解釈通知第3の七の4の(5)の⑨、⑩及び ⑪
	変更においては、上記4(1)から4(3)までを準用する。		基準条例第190条準用(第159条第9項、第 10項及び第11項) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(5)の⑨、⑩及び⑪)
	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の 実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入所者及びそ の家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の 事情がない限り、定期的に当該入所者に面接し、かつ、モニタ リングを行い、その結果を記録しなければならない。	2 モニタリングに当たっては、 その結果を記録しているか。	
	計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めなければならない。	3 要介護更新又は区分変更の認 定を受けた場合に、地域密着型 施設サービス計画の変更の必要 性について、担当者の専門的な 見地からの意見を求めている か。	
5 介護サービス等 の実施			
(1) 介護サービス全 般	指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	1 入所者の心身の状況に応じた、適切な技術による介護サービスを提供しているか。	基準条例第160条第1項 解釈通知第3の七の4の(6)の① 特養基準第57条第1項 特養解釈通知第6の4準用(第4の4の (1))
			平成17年7月26日医政発第0726005号「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」
			平成20年1月9日19福保高施第842号「介護 保険施設等における医行為の適正実施に ついて(通知)」

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。		基準条例第184条第1項 解釈通知第3の七の5の(5)の① 特養基準第62条第1項
	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。		基準条例第184条第2項 解釈通知第3の七の5の(5)の② 特養基準第62条第2項
(2) 入浴	指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。(特に、行事日や祝日などで実施できなかった場合は、代替日を設けるなどして週2回以上の実施を確保すること)	1 入浴前に健康チェックして いるか。	基準条例第160条第2項 解釈通知第3の七の4の(6)の② 特養基準第57条第2項 特養解釈通知第6の4準用(第4の4の (2))
	ア 体調不良等で入浴が困難な場合は、清しきを実施するな ど、入所者の清潔保持に努める。 イ 入浴前の健康チェック	2 週2回以上入浴させ、又は清 しきを行っているか。	
		3 代替日を設けているか。	
		4 入浴又は清しきを実施しな かったときの理由の記載はされ ているか。	
	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	5 入居者に適切な方法により、 入浴の機会を提供しているか。	基準条例第184条第3項 解釈通知第3の七の5の(5)の③ 特養基準第62条第3項

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
(3) 排せつ	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。		基準条例第160条第3項及び第4項解釈通知第3の七の4の(6)の③及び④特養基準第57条第3項及び第4項特養解釈通知第6の4準用(第4の4の(3)及び(4)) 基準条例第184条第4項及び第5項解釈通知第3の七の5の(5)の④準用(第3の七の4の(6)の③及び④)特養基準第62条第4項及び第5項
	ア 排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などを もとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等に ついて適切な方法により実施しなければならない。	1 排せつの自立について、必要 な援助を行っているか(ポータ ブルトイレ介助やトイレ誘導 等)。	特養解釈通知第7の4準用(第4の4の(3) 及び(4))
	イ 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身 及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ 交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排 せつ状況を踏まえて実施しなければならない。	2 入所者の心身及び活動の状況 に適したおむつの種類を選択し て提供しているか。	
		3 おむつ交換は、介護者の都合 による定期交換や、頻繁に行え ばよいものではなく、入所者の 排せつ状況を踏まえて実施して いるか。	
(4) 褥瘡予防対策	指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう 適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を 整備しなければならない。		基準条例第160条第5項 解釈通知第3の七の4の(6)の⑤ 特養基準第57条第5項 特養解釈通知第6の4準用(第4の4の (5)) 基準条例第184条第6項
	ア 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に 対する褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価 イ 専任担当者の決定 ウ 褥瘡対策チームの設置 エ 褥瘡対策のための指針の整備 オ 職員の教育及び専門家の活用		基 学

	項目	基本的考え方	観点	関係法令等
(5)		指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、離床、 着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければな らない。	1 日常生活上の介護サービス を、適切に行っているか。	基準条例第160条第6項 解釈通知第3の七の4の(6)の⑥ 特養基準第57条第6項 特養解釈通知第6の4準用(第4の4の (6))
		ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が行 う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなけれ ばならない。	2 日常生活上の行為を、支援しているか。	基準条例第184条第7項 解釈通知第3の七の5の(5)の④準用(第3の七の4の(6)の⑥) 特養基準第62条第7項 特養解釈通知第7の4準用(第4の4の (6))
(6)		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所(居)者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所(居)者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 相談及び援助を適切に常時行 える体制をとっているか。	基準条例第162条 解釈通知第3の七の4の(8) 特養基準第59条準用(第18条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の6) 基準条例第190条準用(第162条) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(8)) 特養基準第63条準用(第18条) 特養解釈通知第7の4準用(第4の6)
(7)		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所(居)者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ア 郵便、証明書等の交付の申請 イ 特に金銭関係については、書面等による事前の同意と、代行後その都度本人の確認が必要	1 社会生活上の手続について、 必要に応じた便宜の提供をして いるか。	基準条例第163条第2項 解釈通知第3の七の4の(9)の② 特養基準第59条準用(第19条第2項) 特養解釈通知第6の6準用(第4の7の (2)) 基準条例第186条第2項 解釈通知第3の七の5の(7)の② 特養基準第63条準用(第39条第2項) 特養解釈通知第7の4準用(第5の8の (2))
(8)		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 ア 入所者の心身の状況への配慮 イ 参加できない入所者への配慮 ウ 実施記録の整備	1 クラブ活動やレクリエーション行事を行っているか。	基準条例第163条第1項 解釈通知第3の七の4の(9)の① 特養基準第59条準用(第19条第1項) 特養解釈通知第6の6準用(第4の7の (1))

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。		基準条例第186条第1項 解釈通知第3の七の5の(7)の① 特養基準第63条準用(第39条第1項) 特養解釈通知第7の4準用(第5の8の (1))
(9) 機能訓練	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 ア 機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含む。 イ 地域密着型施設サービス計画を考慮した訓練計画		基準条例第164条 解釈通知第3の七の4の(10) 特養基準第59条準用(第20条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の8) 基準条例第190条準用(164条) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(10)) 特養基準第63条準用(第20条) 特養解釈通知第7の4準用(第4の8)
(10) 栄養管理	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を 図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならな い。 ※栄養ケア・マネジメントに基づき、管理栄養士が入所者の栄 養状態に応じて、計画的に行うこと。	1 栄養ケア・マネジメントを基 本サービスとして行っている か。	基準条例第164条の2 解釈通知第3の七の4の(11) 基準条例第190条準用(164条の2) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(11)) 令和3年台東区条例第8号付則第8条
	ア 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養 士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が 共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮 した栄養ケア計画を作成すること。	2 管理栄養士が入所(居)者に 対し、状態に応じた栄養管理を 計画的に実施し、記録している か。	
	イ 栄養ケア計画の作成に当たっては、地域密着型施設サービス計画との整合性を図ること(栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる)。	3 入所(居)者の栄養状態を施 設入所時に把握しているか。	
	ウ 入所(居)者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。	4 多職種が共同して、入所 (居)者ごとの摂食・嚥下機能 及び食形態にも配慮した栄養ケ ア計画を作成しているか。	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	エ 入所(居)者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。 (経過措置) 栄養管理に係る規定の適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務としている。	5 入所(居)者ごとの栄養ケア 計画の進捗状況を定期的に評価 し、必要に応じて当該計画を見 直しているか。	
(11) 口腔衛生の管理	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所(居)者の口腔の健康の保持を図り、入所(居)者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 ア 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生土が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回(概ね6か月毎)以上行うこと。 イ アに基づき、入所(居)者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと(口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができる)。 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又はイの計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 (経過措置) 口腔衛生の管理に係る規定の適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務としている。		基準条例第164条の3 解釈通知第3の七の4の(12) 基準条例第190条準用(164条の3) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(12)) 令和3年台東区条例第8号付則第9条 令和3年3月16日老認発0316第3号、老 老発0316第2号「リハビリテーション・個 別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実 施に関する基本的な考え方並びに事務処 理手順及び様式例の提示について」第4

	項目	基本的考え方		観点	関係法令等
6		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所(居)者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。	2	連携を図るとともに、入所者と その家族との交流等の機会を確 保するように努めているか。 入所(居)者と家族の面会の 場所や時間帯についても、入所 (居)者やその家族の利便に配 慮したものとするよう努めてい るか。	基準条例第163条第3項及び第4項解釈通知第3の七の4の(9)の③及び④特養基準第59条準用(第19条第3項及び第4項)特養解釈通知第6の6準用(第4の7の(3)及び(4))基準条例第186条第3項及び第4項解釈通知第3の七の5の(7)の③準用(第3の七の4の(9)の③及び④)特養基準第63条準用(第39条第3項及び第4項)特養解釈通知第7の4準用(第5の8の(3)準用(第4の7の(3)及び(4)))
		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	4	地域住民等との連携や地域と の交流を図っているか。	基準条例第178条準用(第60条の17第3項) 解釈通知第3の七の4の(28)準用(第3の 二の二の3の(10)の③) 特養基準第58条第3項 特養解釈通知第6の5の(3) 基準条例第190条準用(第60条の17第3項) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 二の二の3の(10)の③) 特養基準第63条準用(第58条第3項) 特養解釈通知第7の4準用(第6の5の(3))
7		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所(居)者に対する指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。			基準条例第177条第2項 解釈通知第3の七の4の(27) 基準条例第190条準用(第177条第2項) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(解釈 通知第3の七の4の(27))

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	ア 地域密着型施設サービス計画 イ 具体的なサービスの内容等の記録 ウ 身体的拘束等の記録	 2 定期的な記録がなされているか。 3 責任者の定期的な確認と、必要に応じた助言、指導を行っているか。 4 プライバシーに配慮した適切な保管を行っているか。 5 個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱っているか。 	平成15年5月30日法律第57号「個人情報の保護に関する法律」 平成16年4月2日閣議決定「個人情報の保護に関する基本方針」 平成29年4月14日個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414 第1号「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
8 身体的拘束等	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該入所(居)者又は他の入所(居)者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 入所(居)者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 身体的拘束等は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限って認められるものである。	等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所(居)者の行動を制限する行為を行っていないか。 2 身体的拘束等を行う際の判断態勢の整備及び「切迫性」「非	基準条例第158条第4項、第5項及び第6項、第169条解釈通知第3の七の4の(4)の②から⑤まで及び(18)特養基準第59条準用(第15条第4項、第5項及び第6項)特養解釈通知第6の6準用(第4の3の(2)から(5)まで)基準条例第158条第6項、第7項及び第8項、第187条特養基準第63条準用(第36条第6項、第7項及び第8項)平成13年4月6日老発第155号「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について」2001年(平成13年)3月厚生労働省発行「身体拘束ゼロへの手引き」

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合は、 その態様及び時間、その際の入所(居)者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	4 身体的拘束等を行う場合に、 必要な記録が整備されている か。	
	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、 規則で定める措置を講じなければならない。	5 身体的拘束等の適正化のため の対策を検討する委員会を三月 に一回以上開催するとともに、 その結果について介護職員その 他従業者に周知徹底を図ってい るか。	
	ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三 月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職 員その他の従業者に周知徹底を図ること。	6 専任の担当者を決定している か。	
	イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	7 身体的拘束等の適正化のため の指針を整備しているか。	
	ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の ための研修を定期的に実施すること。	8 身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的(年2回以上) 及び新規採用時に実施している か。また、実施内容を記録して いるか。	
9 人権・プライバシーの保護	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の提供に努めなければならない。 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。	1 入所(居)者の意思及び人格 を尊重した適切なサービスを提 供するように努めているか。	
	指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	2 施設内外における入所者及び その家族のプライバシーが、適 切に守られているか。3 ケース記録、看護記録等の個 人情報については、適切に管理 されているか。	基準条例第174条 解釈通知第3の七の4の(23) 特養基準第59条準用(第28条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の16) 基準条例第190条準用(第174条) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(23)) 特養基準第63条準用(第28条) 特養解釈通知第7の4準用(第4の16)

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
		4 入浴及びおむつの交換時は カーテンや衝立の活用がされて いるか。5 男女が別室であること。特に ショートステイの場合でも同室 にはしないこと。	
10 虐待の防止	指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。。	するための委員会を定期的に開 催するとともに、その結果につ いて、介護職員その他の従業者 に十分に周知しているか(委員	基準条例第178条準用 (第41条の2) 解釈通知第3の七の4の (26) 参照 (第3の 五の4の (14)) 特養基準第59条準用 (第31条の2) 特養解釈通知第6の6準用 (第4の20) 基準条例第190条準用 (第41条の2) 解釈通知第3の七の5の (10) 準用 (第3の 七の4の (26) 参照 (第3の五の4の (14)) 特養基準第63条準用 (第31条の2) 特養解釈通知第7の4準用 (第4の20) 令和3年台東区条例第8号付則第2条
	ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に 開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知す ること。	2 虐待の防止のための指針を整備しているか。	個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等
	イ 虐待の防止のための指針を整備すること。	3 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を 定期的(年2回以上)に実施し ているか。また、実施内容を記 録しているか。	
	ウ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	4 専任の担当者を定めているか	
	エ 上記アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担 当者を置くこと。	5 一連の措置を適切に実施し、 未然防止、早期発見、迅速かつ 適切な対応等に努めているか。	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	(経過措置) 虐待の防止に係る規定の適用に当たっては、令和6年3月31 日までの間は、努力義務としている。 施設の設置者又は養介護事業を行う者は、従事者等の研修 の実施、入所(居)者、施設の利用者、その家族からの苦情 の処理体制の整備、高齢者虐待の防止等のための措置を講じ なければならない。	制の整備等、高齢者虐待の防止 等のための措置を講じている か。	平成17年11月9日法律第124号「高齢者 虐待の防止、高齢者の養護者に対する支 援等に関する法律」 平成18年3月31日老発第0331021号厚労 省老健局長通知「高齢者虐待の防止、高 齢者の養護者に対する支援等に関する法 律等の施行について」
11 食事	指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するとともに、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。		基準条例第161条 解釈通知第3の七の4の(7) 特養基準第59条準用(第17条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の5) 基準条例第185条 解釈通知第3の七の5の(6) 特養基準第63条準用(第38条) 特養解釈通知第7の4準用(第5の7)
(1) 食事の提供	ア 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容としなければならない。	 必要な食事摂取基準を確保しているか。 嗜好及び残菜を把握し、献立に反映させているか。 	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	イ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の自立の支援 に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなけ ればならない。	3 できるだけ離床して、食堂で 食事を行っているか。	
	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、同施設の 基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身 の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食 事を摂ることができるよう支援しなければならない。	4 できる限り離床し、共同生活 室で食事を摂ることができるよ う支援しているか。	
	ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ作成された献立に 従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておかなけ ればならない。	5 予定献立表を作成している か。	
	また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師 の指導を受けなければならない。	6 必要に応じ、医師の指導を受けているか。	
	エ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。	7 食事時間の設定は適切か。	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならない。また、施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならない。		
	オ 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設は、栄養管理、調理管理、材料管 理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理につい て施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な 注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービ スの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で 第三者に委託することができる。	8 業務委託の場合、施設の管理 者が給食業務の遂行上、必要な 注意を果たし得るような体制と 契約内容により、食事サービス の質を確保しているか。	昭和62年3月9日社施第38号「保護施設 等における調理業務の委託について」
	カ 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設は、食事提供については、入所 (居)者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該 入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食 事関係部門との連絡が十分とられていなければならない。	9 食事摂取量及び水分摂取量を 把握しているか。10 各職種の職員が参加の上、食 事委員会等を実施しているか。	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	キ 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設は、入所(居)者に対して適切な栄 養食事相談を行わなければならない。	11 栄養食事相談を行っている か。	
	ク 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設は、食事内容については、当該施設 の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられている か。	12 食事内容について、医師又は 栄養士を含む会議において検討 しているか。	
	ケ 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設は、食事の提供に当たっては、検食 簿、喫食調査結果、食事せん、献立表、入所者等の入退所 簿、食料品消費日計等の食事関係帳票書類を作成し、その内 容につき、記載が行わなければならない。	13 栄養管理を行う上で必要な食 事関係帳票書類を整備している か。	平成17年9月7日老老発第0907001号「栄養ケア・マネジメントの実施に伴う帳票の整理について」
	入所(居)者年齢構成表、加重平均栄養所要量表及び食品 構成表を必要に応じて(少なくとも6か月に1回)作成する こと。	14 入所(居)者年齢構成表等を 必要に応じて作成しているか。	
	なお、栄養ケア・マネジメント実施施設においては、集団 としての栄養管理を行う上で必要な帳票書類(検食簿、喫食 調査結果、入所者等の入退所簿、食料品消費日計、入所者年 齢構成表、加重平均栄養所要量表及び食品構成表)について は、作成不要とされている。		
	「栄養管理報告書」を作成し、保健所に提出すること。	15 「栄養管理報告書」を作成 し、保健所に提出しているか。	「健康増進法施行細則」第6条
(2) 調理及び配膳に 伴う衛生管理	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛 生法(昭和22年法律第233号)等関係法規に準じて行わなければ ならない。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなけ ればならない。 入所(居)者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する 水について、衛生的な管理に努めなければならない。	1 関係法規に準じて衛生管理が 行われているか	基準条例第172条 解釈通知第3の七の4の(21) 特養基準第59条準用(第26条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の14) 基準条例第190条準用(第172条) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の七の4の(21)) 特養基準第63条準用(第26条) 特養解釈通知第7の4準用(第4の14)

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	「大量調理施設衛生管理マニュアル」は同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設に適用するものであるが、社会福祉施設における食中毒を予防するため、適用されない社会福祉施設についても可能な限り本マニュアルに基づく衛生管理に努めること。 集団給食施設等においては、衛生管理体制を確立し、これらの重要管理事項について、点検・記録を行うとともに、必要な改善措置を講じる必要がある。また、これを遵守するため、更なる衛生知識の普及啓発に努める必要がある。 給食供給者(学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する者)に該当する施設は、条例に定める衛生基準に従わなければならない。		平成20月7月7日社援基発第0707001号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 平成24年8月23日社援基発0823第1号「社会福祉施設等における食中毒予防及び衛生管理の徹底について」 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」 昭和28年10月20日条例第111号「食品製造業等取締条例」第2条第1項第8号、第6条第1項第5号(別表第五) 昭和62年3月9日社施第38号「保護施設等における調理業務の委託について」
	施設における調理業務は、施設自らが行うことが望ましい。しかしながら施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により給食の質が確保される場合には、入所者の処遇の向上につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。 なお、この場合においても、当該業務に係る責任は施設にあるものであること。		平成20年3月7日社援基発第0307001号 「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」 平成17年9月7日老老発第0907001号 「栄養ケア・マネジメントの実施に伴う帳票の整理について」

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
	施設の運営管理者(以下「責任者」という。)は、施設の衛 生管理に関する責任者(以下「衛生管理者」という。を指名す ること。	2 衛生管理体制を確立し、次の 点検作業を行い、記録し、点検 結果を責任者が確認している か。	
	責任者は、衛生管理者に点検表に基づく点検作業を行わせる とともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われ たことを確認すること。	・調理施設の点検 ・従業者等の衛生管理点検 ・原材料の取扱い等点検 ・検収の記録 ・調理器具等及び使用水の点検 ・調理等における記録 ・食品保管時の記録 ・食品の加熱加工の記録	
	責任者は、調理従業者等を含め職員の健康管理及び健康状態 の確認を組織的・継続的に行い、調理従事者等の感染及び調理 従事者等からの施設汚染の防止に努めること。	3 調理従事者等の健康チェック 等を行い、記録し、点検結果を 責任者が確認しているか。	
	責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。		
	調理従業者等に定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を 受けさせること。	4 調理従事者等の検便を月に1回 以上実施しているか。	
	検査用保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g 程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、−20℃ 以下で2週間以上保存すること。	5 検査用保存食を適切に保存し ているか。	
	検食は食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	6 検食を食事提供前に行ってい るか。	
12 健康管理	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所(居) 者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切 な措置を採らなければならない。	1 医師又は看護職員は常に入所 (居)者の健康管理に努め、健 康保持のための必要な措置を講 じているか。	解釈通知第3の七の4の(13) 特養基準第59条準用(第21条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の10) 基準条例第190条準用(第165条)
		2 入所(居)時に健康状態を把握しているか。	解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3の 七の4の(13)) 特養基準第63条準用(第21条) 特養解釈通知第7の4準用(第4の10)
		3 適切に健康診断を行っているか。	17後 行が、 近日

	項目	基本的考え方	観点
1 3	衛生管理等		
(1)		指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、医薬品及び医療機器の管理を適正に 行わなければならない。	1 医薬品及び医療機器の管理を 適正に行っているか。 基準条例第172条第1項 解釈通知第3の七の4の(21) 特養基準第59条準用(第26条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の14) 基準条例第190条準用(第172条) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3 七の4の(21)) 特養基準第63条準用(第26条) 特養解釈通知第7の4準用(第4の14)
(2)	毒の予防及びまん 延の防止	指定地域密着型介護老人福祉施設施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じなければならない。	1 感染対策委員会(原則、独立 して設置・運営)をおおむね3月 に1回以上、定期的に開催すると ともに、必要に応じ随時開催 し、その結果を職員等に周知徹 底を図っているか。 基準条例第172条第2項 解釈通知第3の七の4の(21) 特養基準第59条準用(第26条) 特養解釈通知第6の6準用(第4の14) 基準条例第190条準用(第172条) 解釈通知第3の七の5の(10)準用(第3 七の4の(21)) 令和3年台東区条例第8号付則第11条
		ア 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 イ 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 施設において介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。 エ 施設において介護職員その他の従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。 (経過措置) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止に係る規定の適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務としている。 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこと。	2 感染対策担当者を決定しているか。 3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 4 定期的な職員研修(年2回以上)・新規採用時研修を実施しているか。又、実施内容を記録しているか。 5 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的(年2回以上)実施しているか。 5 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的(年2回以上)実施しているか。

項目	基本的考え方	観点	関係法令等
		6 「厚生労働大臣が定める感染 症又は食中毒の発生が疑われる 際の対処等に関する手順」に 沿った対応を行っているか。	平成18年3月31日厚労省告示第268号 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中 毒の発生が疑われる際の対処等に関する 手順」
			平成19年12月26日社援基発第1226001号 「社会福祉施設、介護保険施設等におけ るノロウイルスによる感染性胃腸炎の発 生・まん延防止策の一層の徹底につい て」
	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設は、最低基準を確保するのみならず、入 所(居)者にとって安全で明るく家庭的な雰囲気を有し、快適 な生活環境を備える必要がある。	生活できるよう、居室等の清 掃、衛生管理、保温、換気、採 光及び照明は適切に行われてい るか。	基準条例第151条 解釈通知第3の七の1の(1) 特養基準第59条準用(第2条) 特養解釈通知第6の6準用(第1の1) 基準条例第180条 解釈通知第3の七の5の(1) 特養基準第63条準用(第33条) 特養解釈通知第7の4準用(第5の2)